



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・建築指導第二課)…
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(二件)……………
…(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………
…(同)…
- 港湾施設の供用中止期間の変更……………
…(港湾局港湾経営部経営課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

●東京都告示第二百四十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年七月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 港区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和元年九月四日から同年十月二十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第二百四十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年七月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 品川区、大田区、荒川区及び足立区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 令和元年九月二日から令和二年二月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第二百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

●東京都告示第二百五十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

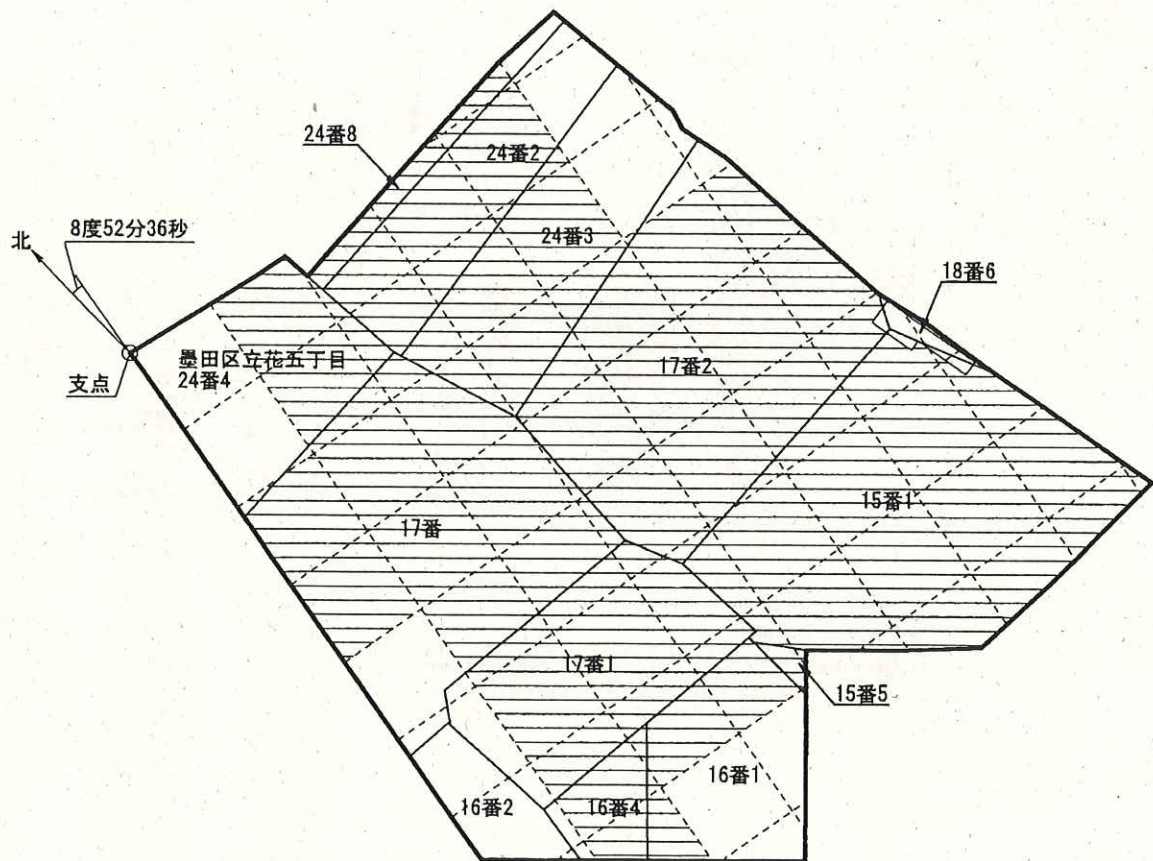
令和元年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区立花五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、墨田区立花五丁目24番4の最北端とする。

【格子の回転角度(8度52分36秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。